

**神奈川県基地関係県市連絡協議会による
令和８年度基地問題に関する要望の実施結果について**

県と基地に関係する８市（横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）で組織している神奈川県基地関係県市連絡協議会（会長：黒岩 祐治）は、令和７年８月７日（木）に、次のとおり要望を行いました。

１ 要望先

内閣総理大臣	石 破 茂	環境大臣	浅 尾 慶一郎
財務大臣	加 藤 勝 信	防衛大臣	中 谷 元
総務大臣	村 上 誠一郎	防災担当大臣	坂 井 学
外務大臣	岩 屋 毅	原子力規制庁長官	金 子 修 一
厚生労働大臣	福 岡 資 麿	内閣官房副長官補	田 中 利 則

２ 要望内容

令和８年度基地問題に関する要望書のとおり

【重点要望項目】

- I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい。(P. 3)
- II 厚木基地における航空機騒音を解消されたい。(P. 5)
- III 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい。(P. 8)
- IV 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。(P. 11)
- V 厚木基地周辺の第一種区域等の見直しについて適切な対応を図られたい。(P. 16)
- VI 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい。(P. 19)
- VII 基地問題に関する情報の公表、住民への説明等を図られたい。(P. 21)

３ 要請結果

県副知事及び各市副市長が外務省及び防衛省で要望活動を実施（他は郵送等）

外務省（対応者：門脇 総合外交政策局兼北米局参事官）

【米軍施設の整理・縮小・早期返還について】

- 米軍と協議をしてきている。米軍の所要もあり、返還の御要請に直ちにお応えできる状況にはないということは御理解いただきたい。引き続き、関係省庁としっかり協力し適切に対応していく。

【航空機騒音の軽減について】

- 米軍機の運用は必要な活動ではあるが、公共の安全に妥当な考慮を払うのは当然のことであり、騒音の影響を最小限にとどめるよう、引き続き、米側に求めてまいりたい。
- 空母艦載機の着陸訓練、FCLP については本年５月に実施されたが、そのすべての訓練は硫黄島で実施された。馬毛島に恒久的な FCLP 施設ができるまでは、可能な限り硫黄島ですべての FCLP を行うよう、引き続き、米側に求めていく。

- 我が国を取り巻く安全保障環境の厳しさが増してきている中で、馬毛島における恒常的な FCLP 施設の整備と早期の運用開始が重要だと考えており、外務省としても防衛省と協力し、引き続き本件の取り組みに一層力を入れていく。

【米国原子力艦の原子力災害対策について】

- 原子力艦船の運用にあたってはその安全性について万全を期すよう、引き続き米側に求めている。
- 関係自治体に対しては、適切な情報提供に努めていく。

【日米地位協定の見直しについて】

- 日米地位協定を含む、アジアの安全保障環境の在り方は、自民党における議論も踏まえつつ、日米同盟の抑止力、対処力を強化し、そして日米同盟の持続性、強靱性を高めていくという観点から検討し判断していく。

【米軍関係者による事件・事故について】

- 米軍関係者による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならない。
- 重要なことは、これまで米軍が発表してきた一連の再発防止策が、実際に事件・事故の再発防止に繋がることである。
- 米側に対し、あらゆるレベルで、事件・事故の再発防止を含む地元の負担軽減を求めてきており、引き続き、在日米軍の綱紀粛正と再発防止の徹底を働きかけていく。
- 在日米軍が安定的に運用していくためには、地元の皆様の御理解・御協力が不可欠である。基地問題に関する情報の公表、住民への説明等について要請いただいているが、今後も皆様に適切な情報提供を行うべく努力していく。

【航空機の安全性について】

- 米軍も平素から、日々の定期的な整備、隊員教育等を実施し、安全管理に努めていると承知している。
- 引き続き、米側に安全面に最大限配慮するよう強く求めている。

【横浜ノース・ドックについて】

- 横浜ノース・ドックにおける米陸軍の小型揚陸艇部隊について、引き続き関連情報の提供が、米側からあり次第、適切にお知らせをさせていただく。
- 米軍の運用にあたっては、公共の安全に妥当な配慮を払うのは当然のことであり、米側に対し、安全に十分配慮しつつ、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう求めている。

【第三国軍による一時的な在日米軍施設区域の使用について】

- 厳しさを増す安全保障環境に対応するためには、共同訓練を通じて部隊の戦術技量、多国間共同対処能力及び参加国との相互運用性の向上を図ることがますます重要になってきているという現実がある。
- 同時に、地元を与える影響が最小限となるように米側に求めており、引き続き、こうした努力を継続したい。

【交流事業について】

- 日米交流事業 SEED への協力に感謝する。本年度、キャンプ座間と横須賀海軍施設で実施する予定をしている。引き続きの御協力をお願いしたい。

防衛省（対応者：森田 地方協力局長、末富 地方協力局次長、
原田 地方協力局地域社会協力総括課長、
森川 参事官、関 参事官、北原 地方協力課企画調整官、
重政 在日米軍協力課整備調整官）

【米軍基地の整理・縮小・早期返還について】

- 神奈川県における米軍施設・区域の返還については、平成 16 年に日米合同委員会で、返還方針が合意された 6 施設のうち 4 施設が返還されたところである。
- 未返還の根岸住宅地区についても、土地所有者の方々に早期に引き渡せるよう、共同使用の手続きをとり、工作物の撤去等の原状回復作業を進めているところである。
- このほか、平成 29 年 9 月には厚木飛行場の一部、令和 3 年 3 月には横浜ノース・ドックの一部、令和 6 年 11 月には池子住宅地区及び海軍補助施設の一部が、それぞれ返還された。
- 防衛省として、引き続き米軍施設・区域の返還の実現に向けて、努力する。

【恒常的訓練施設の整備について】

- 空母艦載機の着陸訓練（FCLP）の恒常的な施設の確保は、日米同盟を強化する上で不可欠な取組である。馬毛島における施設整備は令和 5 年 1 月に島内における工事に着手しており、引き続き、早期に運用開始できるよう、整備を進めていく。

【厚木基地における航空機騒音の軽減について】

- 厚木飛行場は、日米同盟にとって重要な防衛施設であり、航空機の飛行等については、米軍の運用上必要不可欠なものである。
- 他方、航空機による騒音は、周辺住民の方々にとって深刻な問題であり、飛行場周辺の騒音低減は重要な課題の一つと認識している。
- 日米両政府は、日米合同委員会において、厚木飛行場における航空機騒音軽減措置を合意し、夜間における騒音の軽減や、人口密集地の飛行をできる限り避けるなどの配慮に努めている。
- 防衛省としては、これまでも累次の機会に、米側に対して、航空機騒音軽減措置の遵守や、土日祝日をはじめ、年末年始、入学試験等の地元の重要な行事に配慮するよう申し入れを行っている。
- 引き続き、航空機の運用による影響を最小限にとどめるよう、様々なレベルで米側に求めていく。
- 住宅防音工事等をはじめとする各種施策を通じて、周辺住民の方々の御負担を可能な限り軽減できるよう、最大限努力する。

【日米地位協定の見直しについて】

- 日米地位協定は、外務省が所管しているため、防衛省としてお答えする立場にはないが、日米地位協定を含むアジアにおける安全保障の在り方については、現在、自民党で、アジアにおける安全保障の在り方特命委員会が開催され、幅広い議論が行われているものと承知している。

- 今後、引き続き、議論を重ねていくものと承知しているが、そうした議論も踏まえつつ、日米同盟の抑止力、対処力を強化し、その持続性、強靱性を高めていくという観点から検討し、対応するものと承知している。

【厚木基地周辺の第一種区域等の見直しについて】

- 令和4年度から令和6年度に実施した騒音度調査の結果の整理等を行っているところであり、準備ができ次第、関係自治体の皆様に御説明させていただく。
- 第一種区域の見直しあたっては、測定状況について報道機関に公開するなど丁寧な対応に努めている。
- 調査結果がまとまったら、その内容を踏まえつつ、関係自治体の皆様にも説明をさせていただきたい。
- 従来、区域見直しの実施に際して、区域が解除される時点において、補助の対象となっている住宅に対して一定の期間を設けて、経過措置を講じている。
- 今後の見直しを伴う施設においても、経過措置を講じる考えである。
- 「地域の一体性等を考慮した区域の適切な指定」について要望があったが、第一種区域等については、騒音度調査の結果に基づいて作成した騒音コンターを基に、住宅の所在あるいは道路や河川等の周辺地域の状況などを考慮して指定を行うもの。どこかで線引きをしなくてはいけないことは御理解いただきたい。
- 防衛省としては常時騒音調査を行っており、その結果については、南関東防衛局のホームページで公開している。引き続き、騒音状況の把握と情報提供に努めていく。
- 「告示後住宅の解消」について要望があったが、第一種区域等の見直しに当たっては、指定再告示方式により、新たな区域内の新たな告示時点までに建設された住宅全てを対象とする考え。それ以外については、現在適用できる制度がないことを御理解いただきたい。
- 厚木飛行場における待機世帯については、本体工事は令和6年度で解消し、機能復旧工事は令和7年度末までを目途に解消する見込みである。

【国による財政的措置及び各種支援策の充実について】

- 基地周辺住民の方々には、航空機騒音をはじめとする様々な御負担をおかけしているということは十分に認識している。
- 今後とも周辺対策の実施に当たっては、地元自治体の皆様の御要望等を伺うとともに、障害の実態等を踏まえて、適切に対応していく。
- 基地周辺対策経費の所要の予算確保等については、防衛という国民全体の利益のために、特定地域の方々が被る不利益を、公平の観点からは是正する措置である。
- 今年度の基地周辺対策経費は、過去最高額の所要額を確保した。また、金額のみならず、内容や質を充実させるべく、民生安定助成事業について定額補助から定率補助に見直すための制度改正を行ったところである。
- 防衛省としては、基地周辺対策経費の所要額の確保に向けて、引き続き努力する。

【基地問題に関する情報の公表等について】

- 国からの情報の公表、住民の皆様への説明については、案件の内容に応じて、引き続き関係自治体の皆様と調整していく。
- 防衛省としては、基地に係る情報の提供については、関係自治体の皆様方に対して、適切に対応していく。